

株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2024 年 6 月 14 日

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社

2024年6月14日

株式交換に係る事前開示書類
(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める書面)

大阪市北区角田町8番7号
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
代表取締役社長 荒木 直也



エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社(以下「エイチ・ツー・オー リテイリング」といいます。)及び株式会社関西フードマーケット(以下「関西フードマーケット」といいます。)は、それぞれ、2024年5月15日付の取締役会決議により、エイチ・ツー・オー リテイリングを株式交換完全親会社とし、関西フードマーケットを株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決定し、同日付で、エイチ・ツー・オー リテイリングは関西フードマーケットと株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定めるエイチ・ツー・オー リテイリングの事前開示事項は、以下のとおりです。

1. 本株式交換契約の内容
別紙1に記載のとおりです。
2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第193条第1号)
別紙2に記載のとおりです。
3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第193条第2号)
該当事項はありません。
4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項(会社法施行規則第193条第3号)
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙3のとおりです。
 - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 本株式交換契約の締結

関西フードマーケットは、2024年5月15日付の取締役会において、エイチ・ツー・オー リテイリングとの間で本株式交換契約を締結することを決議し、同日付で株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の概要は、上記1.「本株式交換契約の内容」に記載のとおりです。

② 自己株式の消却

関西フードマーケットは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、関西フードマーケットが基準時の直前の時点において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時の直前の時点において消却する予定です。

③ 特別配当

関西フードマーケットは、2024年5月15日付の取締役会において、関西フードマーケットとエイチ・ツー・オー リテイリングとの株式交換契約が、2024年6月20日開催予定の関西フードマーケットの定時株主総会において承認されることを条件に、特別配当（以下「本特別配当」といいます。）を行う旨の議案を、当該株主総会に付議することを決議いたしました。本特別配当の内容は、以下のとおりです。

i. 配当財産の種類

金銭

ii. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

関西フードマーケット普通株式1株につき金100円

配当総額5,707,520,600円

(注) 配当総額は、1株当たり配当金に、2024年3月31日現在の発行済株式総数(63,858,804株)から関西フードマーケットが所有する自己株式数(6,783,598株)を控除した株式数(57,075,206株)を乗じた金額を記載しております。なお、本特別配当の基準日までに関西フードマーケットの自己株式数が変動した場合は、配当金の総額が変動することがありますので、実際の配当金の総額は、1株当たり配当金に、本特別配当の基準日時点の発行済株式総数から同日時点の自己株式数を控除した株式数を乗じた金額となります。

iii. 剰余金の配当が効力を生ずる日

2024年10月10日。但し、本株式交換の効力発生日が2024年7月31日から変更となる場合は、変更後の効力発生日から70日経過後最初に到来する銀行営業日とするものとします。

5. 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第193条第4号）

① 本株式交換契約の締結

エイチ・ツー・オー リテイリングは、2024年5月15日付の取締役会において、関西フードマーケットとの間で本株式交換契約を締結することを決議し、同日付で本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の概要は、上記1.「本株式交換契約の内容」に記載のとおりです。

② 投資有価証券の売却に伴う特別利益の計上

エイチ・ツー・オー リテイリングは、東宝株式会社（以下「東宝」といいます。）による自己株式取得に対応して、エイチ・ツー・オー リテイリングが保有する東宝普通株式の一部を2024年4月16日付で売却しました。本件における投資有価証券売却益を、2025年3月期第1四半期連結会計期間において特別利益に計上します。

③ 自己株式の取得

エイチ・ツー・オー リテイリングは、2024年5月15日付の取締役会において、以下のとおり、自己株式を取得することについて決議し、かかる決議に基づき、同月16日付で自己株式13,000,000株を、取得価額総額24,154,000,000円で取得しております（以下「本自己株式取得」といいます。）。

i. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るため。

ii. 取得の内容

(1) 取得対象株式の種類

エイチ・ツー・オー リテイリングの普通株式（以下「エイチ・ツー・オー リテイリング株式」といいます。）

(2) 取得する株式の総数

13,000,000株（発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する割合11.28%）

(3) 株式の取得価額の総額

24,154,000,000円

(4) 取得日

2024年5月16日

(5) 取得方法

東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSToNeT-3) による買付

④ 新株予約権の発行

エイチ・ツー・オー リテイリングは、2024年5月15日付の取締役会において、本自己株式の取得の一部をファシリティ型自己株式取得 (ASR) により行い、これによる取得分に係るエイチ・ツー・オー リテイリングの実質的な取得価額の調整取引に用いるため、SMB C日興証券株式会社 (以下「SMB C日興証券」といいます。) に対する第三者割当の方法により、ASR 出資金額固定型新株予約権及び ASR 交付株式数固定型新株予約権を発行することを決議しました。

本自己株式取得においてSMB C日興証券が行った売付注文のうち 10,866,200 株 (総額 20,189,399,600 円) が約定されたことを踏まえ、同月 31 日付で発行した、かかる新株予約権の内容は以下のとおりです。

<ASR 出資金額固定型新株予約権>

(1) 割 当 日	2024年5月31日
(2) 新株予約権の総数	1個
(3) 発行価額	0円
(4) 当該発行による潜在株式数	10,866,100株(上限) ※ 上記株式数(上限)は、取得可能株式数(平均 VWAP) (以下に定義します。) が 100 株となった場合を前提とした株式数であり、売却株式数(日興) (10,866,200 株) (以下に定義します。) より 100 株を控除した株式数です。 ※ 実際の交付株式数については、ASR 出資金額固定型新株予約権の権利行使時に後記(7)に記載の方法により算出されます。
(5) 調達資金の額	0円 ※ ASR 出資金額固定型新株予約権の発行価額及び ASR 出資金額固定型新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は 1 円ですが、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を控除し、0 円となります。
(6) 行使価額	1円
(7) 行使時の交付株式数の算定方法	ASR 出資金額固定型新株予約権の行使時の実際の交付株式数は、ASR 出資金額固定型新株予約権の権利行使日に、以下の算式に基づき算出されます。 交付株式数 = ①売却株式数(日興) - ②取得可能株式数(平均 VWAP)

	<p>① 「売却株式数(日興)」は、本自己株式取得(ASR)においてSMB C日興証券が自己の計算でエイチ・ツー・オー リテイリングに売却した株式数(10,866,200株)です。</p> <p>② 「取得可能株式数(平均 VWAP)」は、以下の計算式に従って算出される株式数(計算の結果生じる100株未満の端数は切り上げます。)となります。</p> $\text{取得可能株式数(平均 VWAP)} = \frac{\text{(ア)受領金額(日興)}}{\text{(イ)平均 VWAP}}$ <p>(ア) 「受領金額(日興)」は、本自己株式取得(ASR)においてSMB C日興証券が自己の計算でエイチ・ツー・オー リテイリングに売却した株式の売却額の合計額(20,189,399,600円)です。</p> <p>(イ) 「平均 VWAP」は、2024年5月17日(同日を含みます。)からASR出資金額固定型新株予約権の権利行使日の直前取引日(同日を含みます。)までの期間(以下、本欄において「平均 VWAP 算定期間」という。)の東京証券取引所におけるエイチ・ツー・オー リテイリング株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)の単純算術平均値に99.85%を乗じた価格(円位未満小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入します。)となります。ただし、エイチ・ツー・オー リテイリングの各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及びエイチ・ツー・オー リテイリング株式のVWAPのない取引日は平均VWAP算定期間を含めません。</p>
(8) 募集又は割当方法 (割当予定先)	SMB C日興証券に対する第三者割当方式
(9) そ の 他	<p>ASR出資金額固定型新株予約権の権利行使可能期間は2024年9月17日から2025年3月24日までの期間となります。</p> <p>なお、エイチ・ツー・オー リテイリングは2024年5月15日付でSMB C日興証券との間でファシリティ契約(以下「本ファシリティ契約」という。)を締結しており、本ファシリティ契約には、SMB C日興証券がASR出資金額固定型新株予約権又はASR交付株式数固定型新株予約権を行使した場合、他方の本新株予約権を行使できなくなる旨等が規定されております。ま</p>

	<p>た、エイチ・ツー・オー リテイリングはSMB C日興証券との間で、本新株予約権に係る金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権の買取に関する契約(以下「本新株予約権買取契約」という。)を締結しております。本新株予約権買取契約には、SMB C日興証券はエイチ・ツー・オー リテイリングの事前の書面による同意がない限り、本新株予約権をエイチ・ツー・オー リテイリング以外の第三者に譲渡することができない旨、いかなる場合もASR出資金額固定型新株予約権とASR交付株式数固定型新株予約権の一方のみを譲渡することができない旨等が規定されております。</p>
--	---

<ASR 交付株式数固定型新株予約権>

(1) 割 当 日	2024年5月31日
(2) 新株予約権の総数	1個
(3) 発 行 価 額	0円
(4) 当該発行による潜在株式数	100株
(5) 調達資金の額	<p>20,177,399,599円(上限)</p> <p>※ 上記金額は、買付必要金額(平均 VWAP) (以下に定義します。)が1円となった場合を前提とした金額であり、受領金額(日興)(20,189,399,600円) (以下に定義します。)から1円を控除し、さらに本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を控除した金額です。</p> <p>※ 実際の調達資金の額は、後記(6)記載の方法により算出される行使価額に基づき減少します。</p>
(6) 行 使 価 額 の 算 定 方 法	<p>ASR 交付株式数固定型新株予約権の行使時の実際の行使価額は、ASR 交付株式数固定型新株予約権の権利行使日に、以下の算式(計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げることとし、計算結果が1円を下回る場合には1円とします。)に基づき算出されます。</p> <p>行使価額 = ①受領金額(日興) - ②買付必要金額(平均 VWAP)</p> <p>① 「受領金額(日興)」は、本自己株式取得(ASR)においてSMB C日興証券が自己の計算でエイチ・ツー・オー リテイリングに売却した株式の売却額の合計額(20,189,399,600円)です。</p> <p>② 「買付必要金額(平均 VWAP)」は、以下の計算式に従って算出される金額となります。</p>

	<p>買付必要金額(平均 VWAP) = (ア)売却株式数(日興) × (イ)平均 VWAP</p> <p>(ア)「売却株式数(日興)」は、本自己株式取得(ASR)において SMBC 日興証券が自己の計算でエイチ・ツー・オー リテイリングに売却した株式数(10,866,200 株)です。</p> <p>(イ)「平均 VWAP」は、2024 年 5 月 17 日(同日を含みます。)から ASR 交付株式数固定型新株予約権の権利行使日の直前取引日(同日を含みます。)までの期間(以下、本欄において「平均 VWAP 算定期間」という。)の東京証券取引所におけるエイチ・ツー・オー リテイリング株式の普通取引の終日の VWAP の単純算術平均値に 99.85%を乗じた価格(円位未満小数第 5 位まで算出し、小数第 5 位を四捨五入します。)となります。ただし、エイチ・ツー・オー リテイリングの各四半期会計期間の最終取引日から起算して 5 取引日前の日から同期間の末日までの期間及びエイチ・ツー・オー リテイリング株式の VWAP のない取引日は平均 VWAP 算定期間を含めません。)</p>
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	SMBC 日興証券に対する第三者割当方式
(8) その他	<p>ASR 交付株式数固定型新株予約権の権利行使可能期間は 2024 年 9 月 17 日から 2025 年 3 月 24 日までの期間となります。</p> <p>その他、本ファシリティ契約及び本新株予約権買取契約の締結については上記「<ASR 出資金額固定型新株予約権> (9)その他」をご参照ください。</p>

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項 (会社法施行規則第 193 条第 5 号)
- 本株式交換に際して、会社法第 799 条第 1 項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はありません。

別紙1 本株式交換契約の内容
次ページ以降をご参照ください

株式交換契約書

エイチ・ツー・オーリテイリング株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社関西フードマーケット（以下「乙」という。）は、2024年5月15日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- 甲：株式交換完全親会社
（商号）エイチ・ツー・オーリテイリング株式会社
（住所）大阪府大阪市北区角田町8番7号
- 乙：株式交換完全子会社
（商号）株式会社関西フードマーケット
（住所）兵庫県伊丹市中央五丁目3番38号

第3条（本株式交換に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

- 甲は、本株式交換に際し、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の株式の総数に1を乗じて得られる数の甲の株式を交付する。
- 甲は、本株式交換に際し、本割当対象株主に対し、その保有する乙の株式1株につき甲の株式1株の割合をもって、甲の株式を割り当てる。

第4条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2024年7月31日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙が協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第6条（株主総会決議）

- 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約について株主総会の承認を受けない。但し、同条第3項の規定により、本契約について株主総会の承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認その他本株式交換に必要な事項に関する株主総会決議を求める。
- 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認その他本株式交換に必要な事項に関する株主総会決議（前項に基づき甲が株主総会決議を実施する場合における当該決議と併せ、以下「株式交換承認総会決議」という。）を求める。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日以降本効力発生日に至るまで、自ら又はその子会社をして、善良なる管理者の注意義務をもってそれぞれの業務執行及び財産の管理を行うものとし、その財産若しくは権利義務に重大な影響を及ぼす可能性のある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼす可能性のある行為を自ら行い又はその子会社をして行わせる場合には、事前に相手方と協議し、書面合意の上で行うものとする。

第8条（剰余金の配当の制限）

1. 甲は、2024年3月31日を基準日として、1株当たり15円50銭を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、2024年3月31日を基準日として、1株当たり10円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. 乙は、2024年6月20日開催予定の乙の定時株主総会において株式交換承認総会決議による承認が得られること、及び、本株式交換が中止されておらず、本株式交換の効力が発生することが確実であると合理的に見込まれることを条件として、本株式交換の本効力発生日の前日を基準日として、1株当たり100円の剰余金の配当（特別配当。以下「本特別配当」という。）を行うことができる。
4. 甲及び乙は、前三項に定める場合を除き、本契約締結日後、本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

第9条（乙の自己株式の消却）

乙は、本契約について乙の株式交換承認総会決議による承認が得られた場合には、本効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時の直前時点において保有する全ての自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて乙が取得する株式を含む。）を、基準時の直前時点において消却する。

第10条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から本効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本株式交換の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本株式交換及び本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、本契約について甲若しくは乙の株式交換承認総会決議による承認を得られなかったとき、本特別配当について乙の株式交換承認総会決議による承認を得られなかったとき、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第12条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関連する当事者間の一切の紛争については、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審についての専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲

及び乙が協議し合意の上、これを定める。

(以下余白)

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2024年5月15日

甲： 大阪府大阪市北区角田町8番7号
エイチ・ツー・オーリテイリング株式会社
代表取締役社長 荒木 直也 印



乙： 兵庫県伊丹市中央五丁目3番38号
株式会社関西フードマーケット
代表取締役社長 林 克弘 印





別紙2 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

エイチ・ツー・オー リテイリングは、本株式交換に関して、会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関して、次のように判断しております。

1. 本株式交換に係る割当ての内容

	エイチ・ツー・オー リテイリング (株式交換完全親会社)	関西フードマーケット (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	1
本株式交換により交付する 株式数	エイチ・ツー・オー リテイリングの 普通株式：20,040,297 株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

関西フードマーケットの普通株式（以下「関西フードマーケット株式」といいます。）1 株に対して、エイチ・ツー・オー リテイリング株式 1 株を割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義します。）においてエイチ・ツー・オー リテイリングが保有する関西フードマーケット株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議し合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付するエイチ・ツー・オー リテイリング株式の数

エイチ・ツー・オー リテイリングは、本株式交換に際して、本株式交換によりエイチ・ツー・オー リテイリングが関西フードマーケットの発行済株式（ただし、エイチ・ツー・オー リテイリングが保有する関西フードマーケット株式を除きます。）の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における関西フードマーケットの株主の皆様（ただし、以下の自己株式が消却された後の株主をいい、エイチ・ツー・オー リテイリングを除きます。）に対し、その保有する関西フードマーケット株式に代えて、その保有する関西フードマーケット株式の数の合計に 1 を乗じて得た株数のエイチ・ツー・オー リテイリング株式を交付いたします。

また、エイチ・ツー・オー リテイリングが交付する株式は、エイチ・ツー・オー リテイリングが保有する自己株式（エイチ・ツー・オー リテイリングが本自己株式取得により取得した自己株式を含みます。）の一部を充当する予定であり、現時点で本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はあり

ません。

なお、関西フードマーケットは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する関西フードマーケットの取締役会決議により、基準時において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって関西フードマーケットが取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時をもって消却する予定です。本株式交換によって割当交付する株式数については、関西フードマーケットによる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

（注 3）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、エイチ・ツー・オー リテイリングの単元未満株式（100 株未満の株式）を保有することとなる関西フードマーケットの株主の皆様については、エイチ・ツー・オー リテイリングの定款及び株式取扱規則の定めるところにより、エイチ・ツー・オー リテイリング株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増し制度（100 株への買増し）

会社法第 194 条第 1 項の規定及びエイチ・ツー・オー リテイリングの定款の規定に基づき、エイチ・ツー・オー リテイリングの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元となる数の株式をエイチ・ツー・オー リテイリングから買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取請求制度（単元未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、エイチ・ツー・オー リテイリングの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取れることをエイチ・ツー・オー リテイリングに対して請求することができる制度です。

（注 4）1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1 株に満たない端数のエイチ・ツー・オー リテイリング株式の交付を受けることとなる関西フードマーケットの株主の皆様においては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に 1 に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当するエイチ・ツー・オー リテイリング株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

（1）割当ての内容の根拠及び理由

エイチ・ツー・オー リテイリング及び関西フードマーケットは、本株式交換比率の決定に

当たって公正性及び妥当性を確保するため、それぞれ両社から独立した第三者算定機関及び各種アドバイザーを選定しました。エイチ・ツー・オー リテイリングは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてSMB C日興証券を、法務アドバイザーとして弁護士法人西村あさひ法律事務所（以下「西村あさひ法律事務所」といいます。）を選定し、関西フードマーケットはファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選定し、本格的な検討を開始いたしました。

エイチ・ツー・オー リテイリングにおいては、下記（４）「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、エイチ・ツー・オー リテイリングのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSMB C日興証券から2024年5月14日付で取得した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言、エイチ・ツー・オー リテイリングが関西フードマーケットに対して2024年3月中旬から4月中旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討をいたしました。また、エイチ・ツー・オー リテイリングは、関西フードマーケットとの交渉の過程で、関西フードマーケットより、本株式交換における関西フードマーケットの株主の皆様への利益に配慮し、本株式交換と同時に本特別配当を実施することについての提案を受け、両社で協議した結果、本株式交換による完全子会社化の目的の重要性に照らして、その実現のためには、本特別配当の目的及び本特別配当の金額は合理的であると判断し、関西フードマーケットが本特別配当を実施することに同意いたしました。その結果、本株式交換と併せて実施される予定の本特別配当を勧案しても、本株式交換比率は妥当であり、エイチ・ツー・オー リテイリングの株主の皆様への利益に資するとの結論に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、関西フードマーケットにおいては、下記（４）「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、関西フードマーケットのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村証券から2024年5月14日付で取得した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言、関西フードマーケットがエイチ・ツー・オー リテイリングに対して2024年3月中旬から4月中旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果、2024年2月19日開催の取締役会決議により設置された、支配株主であるエイチ・ツー・オー リテイリングとの間で利害関係を有しない外部有識者及び関西フードマーケットの社外取締役から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）からの指示、助言及び2024年5月15日付で受領した答申書（詳細については、下記「（４）公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」の「④ 関西フードマーケットにおける利害関係を有しない特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）の内容、並びに本特別委員会を通じて提出を受けた、本特別委員会が独立性の程度、専門性及び実績に鑑み独自に選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である川喜多公認会計士事務所から2024年5月14日付で受

領した株式交換比率算定書等を踏まえて、慎重に協議・検討をいたしました。また、関西フードマーケットは、エイチ・ツー・オー リテイリングとの交渉の過程で、本株式交換における関西フードマーケットの株主の皆様への利益に配慮し、本株式交換と同時に本特別配当を実施することについてもエイチ・ツー・オー リテイリングに提案し、両社で協議した結果、本特別配当を実施することについて、エイチ・ツー・オー リテイリングの同意を得ました。その結果、本株式交換と併せて実施される予定の本特別配当も勘案すれば、本株式交換比率は妥当であり、関西フードマーケットの少数株主の皆様への利益に資するとの判断に至ったため、関西フードマーケットは、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

以上のとおり、エイチ・ツー・オー リテイリング及び関西フードマーケットは、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し、本株式交換と併せて実施される本特別配当等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、エイチ・ツー・オー リテイリング及び関西フードマーケットは、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様への利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに両社との関係

エイチ・ツー・オー リテイリングの第三者算定機関であるSMB C日興証券、関西フードマーケットの第三者算定機関である野村證券及び本特別委員会独自の第三者算定機関である川喜多公認会計士事務所はいずれも、両社から独立した算定機関であり、両社の関連当事者に該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

SMB C日興証券は株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）とともに株式会社三井住友フィナンシャルグループの一員であり、三井住友銀行は両社に対して通常の銀行取引の一環としての融資等の取引がありますが、本株式交換に関して両社との利益相反に係る重要な利害関係を有しておりません。SMB C日興証券によれば、SMB C日興証券の社内においては、ファイナンシャル・アドバイザー業務並びに両社の株式の価値算定業務を担当する部署と同社のその他部署との間において情報隔壁措置等の適切な弊害防止措置を講じている他、SMB C日興証券と三井住友銀行との間において情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制が構築されていること、本株式交換に係るSMB C日興証券に対する報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、エイチ・ツー・オー リテイリングとSMB C日興証券の間において、同種の取引における一般的な実

務慣行及び本株式交換が不成立となった場合にエイチ・ツー・オー リテイリングに相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案の上、本株式交換の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって、独立性が否定されるものではないこと、また、SMB C日興証券は過去の同種事案の第三者算定機関としての実績を有していること等を踏まえ、エイチ・ツー・オー リテイリングがSMB C日興証券に対して両社の株式価値の算定を依頼することに関し公正性の観点から問題はないと考えられることから、エイチ・ツー・オー リテイリングはSMB C日興証券を両社から独立した第三者算定機関として選定いたしました。

また、本株式交換に係る野村証券に対する報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、関西フードマーケットと野村証券の間において、同種の取引における一般的な実務慣行及び本株式交換が不成立となった場合に関西フードマーケットに生じうる金銭的負担等も勘案の上、本株式交換の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって、独立性が否定されるものではないと判断しております。なお、川喜多公認会計士事務所の報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

② 算定の概要

(i) SMB C日興証券による算定

SMB C日興証券は、エイチ・ツー・オー リテイリング及び関西フードマーケットがそれぞれ東京証券取引所プライム市場及びスタンダード市場に上場しており、両社に市場株価が存在することから市場株価法（2024年5月14日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場及びスタンダード市場における2024年4月15日から算定基準日までの直近1ヶ月間の平均株価（終値単純平均）、2024年2月15日から算定基準日までの直近3ヶ月間の平均株価（終値単純平均）、2023年11月15日から算定基準日までの直近6ヶ月間の平均株価（終値単純平均）を基に分析しております。）を、また、エイチ・ツー・オー リテイリング及び関西フードマーケットがいずれについても比較可能な類似上場会社が存在し、類似上場会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、また、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

各評価方法によるエイチ・ツー・オー リテイリング株式1株に対する関西フードマーケット株式の算定レンジは、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.92～1.03
類似上場会社比較法	0.54～1.11

DCF法	0.46～1.60
------	-----------

SMB C日興証券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及びSMB C日興証券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社並びにその関係会社の資産又は負債（デリバティブ取引、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、両社から提供若しくは開示された情報、判断又は予測を前提とし、これらについて独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを基礎としております。なお、SMB C日興証券がDCF法による算定の前提としたエイチ・ツー・オー リテイリングの財務予測において、大幅な増減益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、2024年3月期において、前年度までの新型コロナウイルス感染症の影響下からの反動による営業利益の大幅な増益（2023年3月期の営業利益114億円に対して131.3%の増益となる営業利益263億円）、また、2027年3月期において、前年度に実施を計画している資産の譲渡による特別利益の剥落に伴う当期純利益の大幅な減益（2026年3月期の当期純利益247億円に対して32.6%の減益となる当期純利益167億円）を見込んでおります。また、関西フードマーケットの財務予測においても、大幅な増減益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、2024年3月期において、連結子会社のイズミヤ・阪急オアシス、関西スーパーマーケット、株式会社KSPは原価率を維持し、客数客単価の回復及び伸びに伴う売上高の増加及び粗利の改善に基づく大幅な増益（2023年3月期の営業利益59億円に対して53.7%の増益となる営業利益91億円）となることを見込んでおります。また、2025年3月期において、2024年3月期に引き続き、売上高の増加による粗利の改善に加えて、イズミヤ・阪急オアシスの原価率の低減も寄与し、当期純利益の増益（2024年3月期の当期純利益57億円に対して63.3%の増益となる当期純利益92億円）を見込んでおります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施及び本特別配当の実施を前提としておりません。

(ii) 野村証券による算定

野村証券は、エイチ・ツー・オー リテイリングについては、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、また、比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから、類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するために、DCF法を採用して算定を行いました。

市場株価平均法においては、2024年5月14日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。

類似会社比較法においては、エイチ・ツー・オー リテイリングと類似する事業を営む上場会社として、J. フロント リテイリング株式会社、株式会社三越伊勢丹ホールディングス、株式会社高島屋及び株式会社近鉄百貨店を類似会社として抽出し、企業価値に対するEBITDAの倍率、企業価値に対する営業利益の倍率、時価総額に対する修正純利益（経常利益に（1-実効税率）を乗じて算出）の倍率及び時価総額に対する株主資本の倍率を用いて算定を行いました。

DCF法では、エイチ・ツー・オー リテイリングが作成した2025年3月期から2027年3月期までの財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。DCF法における継続価値の算定については、永久成長率法及びマルチプル法を採用しております。具体的には割引率は4.75%~5.25%を使用しており、永久成長率は0.00%~0.50%、マルチプル法ではEBITDAマルチプルとして8.0倍~9.0倍を使用しております。

関西フードマーケットについては、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、また、比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから、類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するために、DCF法を採用して算定を行いました。

市場株価平均法においては、2024年5月14日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。

類似会社比較法においては、関西フードマーケットと類似する事業を営む上場会社として、株式会社JMホールディングス、株式会社ヤマナカ、株式会社ライフコーポレーション、マックスバリュ東海株式会社、株式会社オークワ、株式会社ヤオコー、株式会社マミーマート、株式会社バローホールディングス及び株式会社ベルクを類似会社として抽出し、企業価値に対するEBITDAの倍率、企業価値に対する営業利益の倍率、時価総額に対する修正純利益（経常利益に（1-実効税率）を乗じて算出）の倍率及び時価総額に対する株主資本の倍率を用いて算定を行いました。

DCF法では、関西フードマーケットが作成した2025年3月期から2027年3月期までの財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。DCF法における継続価値の算定については、永久成長率法及びマルチプル法を採用しております。具体的には割引率は4.75%~5.25%を使用しており、永久成長率は0.00%~0.50%、マルチプル法ではEBITDAマルチプルとして6.5倍~7.5倍を使用しております。

また、野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法において、本特別配当に伴う株主への現金流出価額を関西フードマーケット及びエイチ・ツー・オー リテイリングそれぞれの株式価値に織り込んでおります。加えて、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法において、本自己株式取得に伴う影響をエイチ・ツー・オー リテイリングの株主価値に織り込んでおります。

各評価手法におけるエイチ・ツー・オー リテイリング株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の関西フードマーケットの評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価平均法	0.87～1.00
類似会社比較法	0.47～0.72
DCF法	0.60～1.02

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。関西フードマーケットの財務予測その他将来に関する情報については、関西フードマーケットの経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は2024年5月14日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、関西フードマーケットの取締役会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提としたエイチ・ツー・オー リテイリングの財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027年3月期において、前年度に実施を計画している資産の譲渡による特別利益の剥落に伴う当期純利益の大幅な減益（2026年3月期の当期純利益247億円に対して32.6%の減益となる当期純利益167億円）を見込んでおります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

また、野村證券がDCF法による算定の前提とした関西フードマーケットの財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2025年3月期において、売上高の増加による粗利の改善に加えて、イズミヤ・阪急オアシスの原価率の低減も寄与し、当期純利益の増益を見込んでおります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

(iii) 川喜多公認会計士事務所による算定

川喜多公認会計士事務所は、エイチ・ツー・オー リテイリング及び関西フードマーケットがそれぞれ東京証券取引所プライム市場及びスタンダード市場に上場しており、両社に市場株価が存在することから市場株価平均法を、また、エイチ・ツー・オー リテイリング及び関西フードマーケットがいずれについても比較可能な類似上場会社が存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。

市場株価平均法においては、2024年5月14日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を使用しております。

類似会社比較法においては、類似する事業を営む上場会社として、エイチ・ツー・オー リテイリングについては、J.フロント リテイリング株式会社、株式会社三越伊勢丹ホールディングス及び株式会社高島屋を類似会社として抽出し、関西フードマーケットについては株式会社JMホールディングス、株式会社ヤマナカ、株式会社ライフコーポレーション、マックスバリュ東海株式会社、株式会社オークワ、株式会社ヤオコー、株式会社マミーマート及び株式会社ベルクを類似会社として抽出し、それぞれ企業価値に対するEBITDAの倍率、企業価値に対する営業利益の倍率、時価総額に対する純利益の倍率及び時価総額に対する純資産の倍率を用いて算定を行いました。

DCF法においては、エイチ・ツー・オー リテイリングについては、同社が作成した2025年3月期から2027年3月期までの財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定を行いました。エイチ・ツー・オー リテイリングの割引率は、4.75%~5.25%を使用しており、継続価値の算定については、永久成長率法及びマルチプル法を採用し、永久成長率は0.00%~0.50%、マルチプル法ではEBITDAマルチプルとして8.0倍~9.0倍を使用しております。一方、関西フードマーケットについては、同社が作成した2025年3月期から2027年3月期までの財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定を行いました。関西フードマーケットの割引率は、4.75%~5.25%を使用しており、継続価値の算定については、永久成長率法及びマルチプル法を採用し、永久成長率は0.00%~0.50%、マルチプル法ではEBITDAマルチプルとして6.0倍~7.0倍を使用しております。なお、川喜多公認会計士事務所は、類似会社比較法及びDCF法において、本特別配当に伴う株主への現金流出価額を関西フードマーケット及びエイチ・ツー・オー リテイリングそれぞれの株式価値に織り込んでおります。加えて、類似会社比較法及びDCF法において、本自己株式取得に伴う影響をエイチ・ツー・オー リテイリングの株主価値に織り込んでおります。

各評価方法によるエイチ・ツー・オー リテイリング株式1株に対する関西フードマーケット株式の算定レンジは、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価平均法	0.92～1.03
類似会社比較法	0.51～0.67
D C F 法	0.59～0.99

川喜多公認会計士事務所は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び川喜多公認会計士事務所に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社並びにその関係会社の資産又は負債（デリバティブ取引、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、両社から提供若しくは開示された情報、判断又は予測を前提とし、これらについて独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを基礎としております。なお、川喜多公認会計士事務所の算定は、関西フードマーケットの取締役会及び特別委員会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

川喜多公認会計士事務所がD C F 法による算定の前提としたエイチ・ツー・オー リテイリングの財務予測において、大幅な増減益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、2027年3月期において、前年度に実施を計画している資産の譲渡による特別利益の剥落に伴う当期純利益の大幅な減益（2026年3月期の当期純利益247億円に対して32.6%の減益となる当期純利益167億円）を見込んでおります。また、関西フードマーケットの財務予測においても、大幅な増減益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、2025年3月期において、売上高の増加による粗利の改善に加えて、イズミヤ・阪急オアシスの原価率の低減も寄与し、当期純利益の増益を見込んでおります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

また、川喜多公認会計士事務所は、特別委員会に対して、本特別配当の実施を前提とした場合、本株式交換比率が関西フードマーケットの少数株主にとって財務的見地より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を発行しております。本フェアネス・オピニオンは、事業見通しを含む財務情報の分析及び検討並びに両社との質疑応答を経て、川喜多公認会計士事務所により実施された本株式交換比率の検討に加え、本株式交換の概要、背景及び目的に係る両社との質疑応答、並びに、株式交換比率に関する算定書の作成者とは別の公認会計士によるレビュー手続を経て発行しております。ただし、本フェアネス・オピニオンは、本株式交換比率が関西フードマーケットの少数株主にとって財務的見地から公正なものであることについて意見表明することとどまり、本株式交換実行の是非及び本株式交換に関する

行動について意見表明や推奨を行うものではありません。本フェアネス・オピニオンは、本株式交換に関する関西フードマーケット取締役会及び特別委員会の判断の基礎資料として使用されることを唯一の目的としております。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日（2024年7月31日（予定））をもって、関西フードマーケットはエイチ・ツー・オー リテイリングの完全子会社となり、関西フードマーケット株式は2024年7月29日付で上場廃止（最終売買日は2024年7月26日）となる予定です。上場廃止後は、関西フードマーケット株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引をすることができなくなります。

関西フードマーケット株式が上場廃止となった後も、本株式交換により関西フードマーケットの株主の皆様は割り当てられるエイチ・ツー・オー リテイリング株式は東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、基準時において関西フードマーケット株式を100株以上保有し、本株式交換によりエイチ・ツー・オー リテイリング株式の単元株式数である100株以上のエイチ・ツー・オー リテイリング株式の割当てを受ける関西フードマーケットの株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、基準時において、100株未満の関西フードマーケット株式を保有する関西フードマーケットの株主の皆様には、エイチ・ツー・オー リテイリング株式の単元株式数である100株に満たないエイチ・ツー・オー リテイリング株式が割り当てられます。そのような単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することになる株主の皆様は、エイチ・ツー・オー リテイリングに対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式をエイチ・ツー・オー リテイリングから買い増すことも可能です。詳細については、上記1.「本株式交換に係る割当ての内容」(注3)「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記1.「本株式交換に係る割当ての内容」(注4)「1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、関西フードマーケットの株主の皆様は、最終売買日である2024年7月26日（予定）までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その保有する関西フードマーケット株式を従来通り取引することができる他、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）

両社は、エイチ・ツー・オー リテイリングが既に関西フードマーケット株式 37,034,909株（2024年3月31日現在の発行済株式総数（63,858,804株）から関西フードマーケットの

自己株式数 (6,783,598 株) を控除した株式数 (57,075,206 株) に占める割合にて 64.89%) を保有し、関西フードマーケットがエイチ・ツー・オー リテイリングの連結子会社に該当することから、本株式交換に際しては、利益相反を回避して公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置 (利益相反を回避するための措置を含みません。) を実施しております。

① 両社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

エイチ・ツー・オー リテイリング及び関西フードマーケットは、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定に当たって公正性を期すため、エイチ・ツー・オー リテイリングは、両社から独立した第三者算定機関である S M B C 日興証券を選定し、2024 年 5 月 14 日付けで、株式交換比率に関する算定書を取得し、また、関西フードマーケットは、両社から独立した第三者算定機関である野村証券を選定し、2024 年 5 月 14 日付けで、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。

各算定書の概要は上記 (2) 「算定に関する事項」をご参照ください。なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から、本株式交換の株式交換比率がエイチ・ツー・オー リテイリング又は関西フードマーケットの株主にとって財務的見地より公正である旨の意見書 (フェアネス・オピニオン) を取得しておりません。

② 本特別委員会における独自の独立した第三者算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

本特別委員会は、独自に、独立性、専門性及び実績等に鑑み、両社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である川喜多公認会計士事務所を選定し、川喜多公認会計士事務所から、関西フードマーケットの事業計画の内容を含む本株式交換比率の算定に関する留意点等に係る助言を受けるとともに、2024 年 5 月 14 日付けで、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。また、特別委員会は、川喜多公認会計士事務所から、本特別配当の実施を前提とした場合、本株式交換比率が関西フードマーケットの少数株主にとって財務的見地より公正である旨の意見書 (フェアネス・オピニオン) を取得しております。上記算定書及びフェアネス・オピニオンの概要は上記 (2) 「算定に関する事項」をご参照ください。

③ 独立した法律事務所からの助言

エイチ・ツー・オー リテイリングは、本株式交換の法務アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所を 2024 年 2 月に選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、西村あさひ法律事務所は、両社との間で重要な利害関係を有しません。

他方、関西フードマーケットは、本株式交換及びこれに先立つ上記資本政策の検討に係る法務アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所を2024年2月に選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、森・濱田松本法律事務所は、両社との間で重要な利害関係を有しません。

④ 関西フードマーケットにおける利害関係を有しない特別委員会の設置及び答申書の取得

関西フードマーケットは、関西フードマーケット株式が東京証券取引所の実質的存続性審査の猶予期間に入っており、新規上場基準に準じた審査基準に適合すると認められる目途が立たない状況にあることから、関西フードマーケット株式の上場維持の是非を含めて、関西フードマーケットの資本政策の在り方について可及的速やかに検討を進める必要があると考えておりました。そこで、関西フードマーケットは、親会社で支配株主であるエイチ・ツー・オー リテイリングとの構造的な利益相反のおそれを排除し、エイチ・ツー・オー リテイリング及び関西フードマーケットから独立した立場で、上記資本政策の検討を行うことを目的として、2024年2月19日に、エイチ・ツー・オー リテイリングとの間で利害関係を有しておらず、かつ、東京証券取引所に独立役員として届け出ている、関西フードマーケットの社外取締役である森薫生氏（弁護士、高麗橋中央法律事務所）、西口美廣氏（伸和エンジニアリング株式会社監査役）、澤千恵氏（特定社会保険労務士、社労士オフィスジェイアシスト）並びに、上場会社の資本政策等に関する経験が豊富であり、エイチ・ツー・オー リテイリング及び関西フードマーケットとの間で利害関係を有しない、独立した外部の有識者である藤田清文氏（弁護士、弁護士法人淀屋橋・山上合同）の4名により構成される本特別委員会を設置し、関西フードマーケットの資本政策の在り方について、関西フードマーケット株式の上場維持に加え、非公開化を含めた様々な選択肢の検討を開始しました。

その後、2024年3月1日付で、エイチ・ツー・オー リテイリングから、関西フードマーケットの完全子会社化を企図した本株式交換の実施に係る提案がなされたことから、関西フードマーケットは、同月8日開催の取締役会において、本株式交換の提案の検討に際し、親会社で支配株主であるエイチ・ツー・オー リテイリングとの構造的な利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、関西フードマーケットの取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが関西フードマーケットの少数株主にとって不利益なものであるかどうかについての意見を取得することを目的として、本特別委員会に対し、(i) 関西フードマーケット取締役会に対し、本株式交換の実施を勧告するか、(ii) 関西フードマーケット取締役会が本株式交換の実施に関する決定を行うことが関西フードマーケットの少数株主にとって不利益なものでないか（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。なお、本諮問事項の検討に際しては、(a) 関西フードマーケットの企業価値の向上に資するか否かの観点から、取引を実施することの合理性について検討・判断するとともに、(b) 関西フードマーケットの少数株主の利益を図る観点から、取引条件の妥当性及び手続の

公正性についても検討・判断するものとされております。

また、関西フードマーケットの取締役会は、本諮問事項の諮問にあたり、本株式交換に関する取締役会的意思決定は、本特別委員会の判断内容を適切に理解・把握した上で、これを最大限尊重して行うこと、及び、本特別委員会がその実施又は取引条件が妥当でないと判断した施策を承認しないこととするを決議するとともに、本特別委員会に対し、(a) 関西フードマーケットが本株式交換に係る関係者との間で行う協議・交渉過程に実質的に関与し、本特別委員会が必要と認める場合には本株式交換に係る関係者との間で自ら協議・交渉を行うこと、(b) 本特別委員会において本株式交換に係る法務、財務等のアドバイザーを選任し（この場合の費用は関西フードマーケット負担とする。）、又は、本株式交換に係る関西フードマーケットの法務、財務等のアドバイザーを指名・承認（事後承認を含む。）すること、(c) 関西フードマーケットの役職員、本株式交換の関係者その他本特別委員会が必要と認める者から必要な事項を聴取し又は必要な情報を受領すること、(d) 関西フードマーケットの役職員から本株式交換に関する検討及び判断に必要な情報（関西フードマーケットの事業計画の検証を要する場合、事業計画に関わる情報を含む。）を受領すること、(e) その他本株式交換に関する検討及び判断に際して必要と本特別委員会が認める事項に関する権限を付与する旨決議しております。

本特別委員会は、2024年2月19日から2024年5月15日までに、会合を合計13回開催したほか、会合外においても、電子メール等を通じて、意見表明や情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、まず、関西フードマーケットが選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券並びに法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。また、本特別委員会独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、独立性、専門性及び実績等に鑑み、川喜多公認会計士事務所を選任するとともに、関西フードマーケットにおける財務デュー・ディリジェンス及び税務デュー・ディリジェンス等に係るアドバイザーとして、独立性、専門性及び実績等に鑑み、EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下「EYストラテジー・アンド・コンサルティング」といいます。）及びEY税理士法人を選任することを承認いたしました。そのうえで、エイチ・ツー・オーリテイリングに対して本株式交換の目的等に関する質問状を送付したうえで、エイチ・ツー・オーリテイリングから本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、株式交換を選択した理由、本株式交換後の経営方針や従業員の取扱いに関する考え方、株主優待制度の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、関西フードマーケットの法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から本株式交換に係る関西フードマーケットの取締役会的意思決定方法、本特別委員会の運用その他本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けるとともに、エイチ・ツー・オーリテイリングに対する法務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質

疑応答を行いました。さらに、関西フードマーケットの依頼に基づき、エイチ・ツー・オーリテイリングに対する財務デュー・ディリジェンスを実施したEYストラテジー・アンド・コンサルティング及び税務デュー・ディリジェンスを実施したEY税理士法人より、当該財務・税務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。加えて、EYストラテジー・アンド・コンサルティングより、DCF法による算定の前提となる関西フードマーケットの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）の作成経緯、目的、内容、重要な前提条件等の合理性について説明を受け、また、その内容の検証に際して野村證券及び川喜多公認会計士事務所の助言を受け、本事業計画を承認しております。また、本特別委員会は、エイチ・ツー・オーリテイリングの株式価値の評価（DCF法による評価）の前提となった事業計画に関しても、EYストラテジー・アンド・コンサルティング、野村證券及び川喜多公認会計士事務所の助言を受け、その内容を検証しております。さらに、本特別委員会は、関西フードマーケットのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券及び本特別委員会独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である川喜多公認会計士事務所による株式交換比率算定について、それぞれ本株式交換における対価（本株式交換比率等）の算定方法の選択理由、各算定方法における算定過程、重要な前提条件等及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行い、その合理性を確認しております。また、本特別委員会は、野村證券及び川喜多公認会計士事務所による株式交換比率算定・分析結果、野村證券及び森・濱田松本法律事務所の助言を受け、関西フードマーケットがエイチ・ツー・オーリテイリングに対して実施した上記各デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、本株式交換における対価（本株式交換比率等）の交渉方針を定めるとともに、その交渉内容について随時報告を受け、必要に応じて指示を行う等、エイチ・ツー・オーリテイリングとの協議・交渉に実質的に関与いたしました。

本特別委員会は、かかる経緯の下、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、本株式交換を行う旨の決定をすることは、関西フードマーケットの少数株主にとって不利益でない旨の答申書を、2024年5月15日付で、関西フードマーケットの取締役会に対して提出しております。本特別委員会の意見の概要は、以下の通りです。

(a) 答申内容

- (i) 関西フードマーケット取締役会に対し、本株式交換の実施を勧告する。
- (ii) 関西フードマーケット取締役会が本株式交換を行う旨の決定をすることは、関西フードマーケットの少数株主にとって不利益でないものと思料する。

(b) 答申の理由

- (i) 本株式交換の目的の合理性

大要以下の点を考慮し、本特別委員会は、本株式交換は関西フードマーケットの企業価値向上に資するものと認められ、目的において正当であり、合理性があると判断する。

- ・エイチ・ツー・オー リテイリングは、本株式交換により関西フードマーケットを完全子会社化し、更なる協業体制の強化による経営資源の有効活用、重複機能の解消による経営資源の最適な配分等、更に踏み込んだグループ一体化経営を実現することで、関西フードマーケットグループを含んだエイチ・ツー・オー リテイリンググループ全体の企業価値向上を目指すとしている。具体的な施策としては、人的資源や設備の共有による効率化、購買の共通化によるコスト削減、物流等の両グループで共通する業務の統合による効率化、ITシステムの開発・運用の一元化及びITインフラの共通化によるシステムの高機能化とコスト削減の両立、エイチ・ツー・オー リテイリングの子会社である食品製造会社と関西フードマーケットの取引の活発化やPB等の商品開発によるマーケティングの強化、エイチ・ツー・オー リテイリングの子会社である宅配会社のECへの活用等、株式会社エイチ・ツー・オー食品グループによる事業戦略立案機能及び実行支援機能の提供等が挙げられているほか、上場維持のための人的・物的コストの削減が期待される。本特別委員会は、野村証券及び川喜多公認会計士事務所の助言も受けつつ、上記施策の内容や効果、その実現可能性の検証を行ったところ、上記施策により売上高の増大や利益率の向上等の効果が見込まれ、かつ、その実現可能性も合理的に見込めるものとする。
- ・これに対し、上場廃止により関西フードマーケットにとってエクイティファイナンスの手段がなくなることによる資金調達へのデメリットは実質的にないこと、関西フードマーケットが非上場会社となったとしても知名度低下のリスクは低く、採用活動等への悪影響は小さいと考えられること、本株式交換後もエイチ・ツー・オー リテイリングの連結子会社として会計監査の対象となることから財務への信頼性は維持可能と考えられること等から、上場廃止に伴うデメリットは極めて限定的であると考えられる。
- ・また、関西フードマーケット株式は、現在、合併等による実質的存続性の喪失に伴う上場廃止の猶予期間に入っており、実質的存続性の審査の通過のためには、猶予期間が終了する2025年3月31日までに、人的関係、取引関係等において、エイチ・ツー・オー リテイリンググループからの独立性を相当程度向上させ、流通株式比率を25%以上とする必要があるとされている。他方で、このような独立性の向上のための各種施策をとった場合には相当額の利益悪化が見込まれる。また、エイチ・ツー・オー リテイリングとして関西フードマーケット株式の保有を継続する意向であることからすれば、流通株式比率を25%以上とすることは実務上の制約も大きい。したがって、本株式交換等の対応をとらない場合、上場廃止のリスクが存在する。
- ・関西フードマーケットにおいては、経営課題の解決のために取り得る経営上の選択肢として、本株式交換以外にも、東京証券取引所スタンダード市場における上場維持基準の

充足による上場維持の可能性や、非公開化を選択する場合でもエイチ・ツー・オー リテイリング以外の第三者による買収の可能性について検討を行った。しかし、上記のとおり、上場維持基準を充足するための対応を取る場合、関西フードマーケットにおいて相応のコストが発生することが見込まれることに加え、エイチ・ツー・オー リテイリングが関西フードマーケットの保有株式数を維持する意向を有している状況において、上場維持基準である流通株式比率を 25%以上とすることは実務上の制約が大きいと考えられる。また、非公開化を選択する場合でも、エイチ・ツー・オー リテイリングの上記意向を前提とすれば、エイチ・ツー・オー リテイリング以外の第三者による買収によって、買収者は、関西フードマーケットの発行済株式総数の3分の1未満を保有するに過ぎず、当該買収により期待されるシナジー効果は限定的なものに留まり、本株式交換の実施によるシナジー効果を上回ることは考えにくい。そのため、本株式交換以外の選択肢によって本株式交換を上回る関西フードマーケットの企業価値の向上を実現することは困難である。

(ii) 本株式交換の取引条件の妥当性

大要以下の点を考慮し、本株式交換比率を含め、本株式交換の条件については妥当性が認められ、取引条件決定の過程についても公正性が認められると判断する。

- ・ 関西フードマーケットは、本株式交換比率の妥当性及び本株式交換に係る手続の公正性を担保すべく、エイチ・ツー・オー リテイリング及び関西フードマーケットから独立したファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関として野村證券を、同じくエイチ・ツー・オー リテイリング及び関西フードマーケットから独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、取引条件の決定に至る過程において、これらのM&Aの専門家から助言を受けて、かつ、本特別委員会の実質的な関与の下で、エイチ・ツー・オー リテイリングとの間で本株式交換の条件に係る交渉等を行った。これらを考慮すれば、本株式交換の条件に関する交渉過程は、独立した当事者間の交渉と認められる公正なものであり、企業価値を高めつつ関西フードマーケットの少数株主にとってできる限り有利な取引条件で本株式交換が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況を確保できていたものと判断する。また、本特別配当は、関西フードマーケットの少数株主の利益に資するものとして、本株式交換の交換条件の妥当性を判断するに際しては、本特別配当を併せて勘案するのが適当と判断する。
- ・ 本特別委員会は、株式交換比率の算定の前提となる本事業計画について、EYストラテジー・アンド・コンサルティングより、その作成経緯・手続、目的、内容、重要な前提条件等の合理性について説明を受け、また、その内容の検証に際して野村證券及び川喜多公認会計士事務所の助言を受けながら、関西フードマーケットにおいて 2022 年5月に公表した中期経営計画を含む過去に関西フードマーケットが作成した計画と本事業計画との関係及び整合性や、直近の業績（実績）、事業環境等も考慮し、計画としての合

理性を検証した。その結果、本特別委員会は、本事業計画は、現時点で達成の蓋然性が認められる範囲で関西フードマーケットグループの合理的な成長を最大限期待するものとなっており、本株式交換に際して関西フードマーケット株式の価値算定を行う前提となることを考慮しても合理的な計画であることを確認し、承認した。

- また、本特別委員会は、エイチ・ツー・オー リテイリングに対してEYストラテジー・アンド・コンサルティング、EY税理士法人及び森・濱田松本法律事務所が実施した各種デュー・ディリジェンスの方針及び結果について共有を受け、その内容を検証するとともに、株式交換比率の算定の前提となるエイチ・ツー・オー リテイリングの事業計画についても提出を受け、野村證券及び川喜多公認会計士事務所並びにEYストラテジー・アンド・コンサルティングの助言を受け、その内容を検証した。
- 本特別委員会は、野村證券から株式交換比率算定の内容、その前提となる株式価格の算定の内容、その前提とされた財務予測、前提条件等に関する資料の提供を受け、委員会の席上で、ヒアリングを実施し、野村證券による株式交換比率算定の内容、その前提となる株式価格の算定の内容、その前提とされた財務予測や前提条件等について、不合理な点は認められず、適切なものと判断した。
- 本特別委員会は、独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、川喜多公認会計士事務所を選任し、株式交換比率の算定を依頼し、川喜多公認会計士事務所から株式交換比率算定の内容、その前提となる株式価格の算定の内容、その前提とされた財務予測、前提条件等に関する資料の提供を受け、委員会の席上で、ヒアリングを実施し、川喜多公認会計士事務所による株式交換比率算定の内容、その前提となる株式価格の算定の内容、その前提とされた財務予測や前提条件等について、不合理な点は認められず、適切なものと判断した。また、川喜多公認会計士事務所からはフェアネス・オピニオンの提出を受けているところ、当該フェアネス・オピニオンは、事業見通しを含む財務情報の分析及び検討並びに関西フードマーケット及びエイチ・ツー・オー リテイリングとの質疑応答を経て、川喜多公認会計士事務所により実施された本株式交換比率の検討に加え、本株式交換の概要、背景及び目的に係る関西フードマーケット及びエイチ・ツー・オー リテイリングとの質疑応答、並びに、本株式交換比率に関する算定書の作成者とは別の公認会計士によるレビュー手続を経て発行していることなどから、フェアネス・オピニオンの発行手続及び内容についても不合理な点は認められず、適切なものと判断した。
- 本株式交換比率は、それ単体で見れば、近年の上場親会社による上場子会社の完全子会社化を目的とした他の株式交換事例におけるプレミアムの水準と比較した場合、特に公表直前における関西フードマーケット株式の市場株価とエイチ・ツー・オー リテイリング株式の市場株価を参照すると、有意なプレミアムが付されていないとの評価もありうる。しかし、株式交換比率単体で見た場合でも、直近3か月又は6か月の両社株式の市場株価の平均値を参照する場合には相応のプレミアムが付されているとともに、本株式

交換の対価を受領する関西フードマーケットの株主に対しては本特別配当が実施されることや足元の関西フードマーケット株式の市場株価の動向等を考慮すれば、実質的には市場価格に対して一定のプレミアムが付された対価が交付されるものであるとみることができる。本特別配当は、本特別委員会が、エイチ・ツー・オー リテイリングとの間で本株式交換比率を交渉する過程で、本特別委員会として関西フードマーケットの少数株主の利益の観点から承認しうる水準の対価が本株式交換を通じて関西フードマーケットの株主に交付されるよう最大限交渉し、エイチ・ツー・オー リテイリングをして同意させたものであることにも鑑みれば、本株式交換比率は、直近の関西フードマーケット株式の市場株価との対比という観点からも合理性があるものと判断した。

- ・本株式交換の対価としてエイチ・ツー・オー リテイリング株式が関西フードマーケットの少数株主に交付されることにより、エイチ・ツー・オー リテイリング株式の保有を通じて、本株式交換後に想定されている各種施策の実行を通じて期待されるシナジー効果や、シナジー効果の発現によるエイチ・ツー・オー リテイリンググループの事業発展・収益拡大、その結果としてのエイチ・ツー・オー リテイリング株式の価格上昇等を享受する機会を関西フードマーケットの少数株主に対して提供でき、さらに、関西フードマーケットの少数株主は、流動性の高いエイチ・ツー・オー リテイリング株式を市場で取引することで随時現金化することも可能であることから、本株式交換の方法及び買収対価の種類等に不合理な点は認められず、適切なものと判断した。

(iii) 本株式交換に係る手続きの公正性

大要以下の点等を踏まえると、関西フードマーケットにおいては、本株式交換の公正性を担保するために必要な合理的な措置を講じているといえ、本株式交換の手続きは公正であると判断する。

- ・関西フードマーケットから独立した本特別委員会が設置され、関西フードマーケット取締役会から本特別委員会に付与された権限の下、各委員会の席上で、エイチ・ツー・オー リテイリングとの交渉を担当する野村證券との間で、本株式交換に係る交渉についての方針を確認し、かつ交渉状況の報告を受け、株式交換比率の決定や本特別配当に係る決定などの重要な局面で、意見を述べたり、指示や要請を行うなど、交渉過程に実質的に関与する形で有効に機能したと評価できる。
- ・関西フードマーケットは、エイチ・ツー・オー リテイリング及び関西フードマーケットから独立した野村證券及び森・濱田松本法律事務所をそれぞれファイナンシャル・アドバイザー及び法務アドバイザーに選任した上で、これらのアドバイザーから助言等を受けて本株式交換の一連の手續の公正性を図るべく慎重な検討プロセスを経たと認められる。また、関西フードマーケットは、独立した第三者算定機関である野村證券に株式交換比率の算定を依頼し、提出された株式交換比率算定書を踏まえて検討を行った。

- ・本特別委員会は、独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、野村證券とは別に、川喜多公認会計士事務所を選任し、株式交換比率の算定を依頼し、算定書を得るとともに、エイチ・ツー・オー リテイリングとの株式交換比率の交渉に際しても、その公正性を図るべく適切に助言を受けた。また、本特別委員会は、本株式交換比率の公正性の検証について慎重を期し、川喜多公認会計士事務所からはフェアネス・オピニオンの提出を受けた。
- ・利益相反を回避する観点から、関西フードマーケットの取締役会における本株式交換に関する議案においては、エイチ・ツー・オー リテイリングの役員又は従業員を現在又は過去において兼任又は兼務していた林克弘氏、渡邊学氏及び小西敏允氏、並びに、エイチ・ツー・オー リテイリングの完全子会社である株式会社エイチ・ツー・オー食品グループの役員を現在又は過去において兼任又は兼務している福谷耕治氏、梅本友之氏及び永田靖人氏を除く他の3名の取締役において審議の上、その全員一致で決議を行い、その後、取締役会の定足数を確保する観点から、エイチ・ツー・オー リテイリングの業務執行や経営への関与がなく、相対的に利益相反関係が低いと考えられる福谷耕治氏、梅本友之氏及び永田靖人氏を加えた6名の取締役において改めて審議の上、全員一致により決議を行う予定である。なお、同じく利益相反を回避する観点から、林克弘氏、梅本友之氏、永田靖人氏、渡邊学氏、福谷耕治氏及び小西敏允氏は、いずれも本株式交換に関する協議及び交渉に参加しておらず、上記の取締役会の決議に際して意見を述べることも差し控える予定である。
- ・関西フードマーケットにおける本株式交換の検討体制（本株式交換の検討、交渉及び判断に関与する関西フードマーケットの役職員の範囲及びその職務を含む。）の構築に際しては、本特別委員会において、独立性及び公正性の観点から問題がないことについて丁寧に検証を行った。
- ・本株式交換及び本特別配当に関する開示書類のドラフト等についても確認した結果、関西フードマーケットの少数株主に対し適切な情報開示がなされる予定であり、本株式交換に関しては、これと併せて実施される本特別配当を含めて、関西フードマーケットの少数株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保される予定であると認められる。
- ・関西フードマーケットとエイチ・ツー・オー リテイリングとの交渉過程において、公正性を疑わしめる事情は見当たらない。

⑤ 関西フードマーケットにおける利害関係を有しない取締役全員の承認

関西フードマーケットの取締役9名のうち林克弘氏、渡邊学氏、小西敏允氏の3名はエイチ・ツー・オー リテイリングの役員又は従業員を現在又は過去において兼任又は兼務しており、また、福谷耕治氏、梅本友之氏及び永田靖人氏については、エイチ・ツー・オー リテイリングの業務執行や経営への関与はないものの、エイチ・ツー・オー リテイリングの完全子

会社である株式会社エイチ・ツー・オー 食品グループ（3名とも）及びカナート株式会社（梅本友之氏）の役員を現在又は過去において兼任又は兼務していることに鑑み、本株式交換における構造的な利益相反及び情報の非対称性の問題による影響を回避する観点から、2024年5月15日開催の関西フードマーケットの取締役会における本株式交換に関する議案（本特別配当に関する議案を含みます。）は、林克弘氏、渡邊学氏、小西敏允氏、福谷耕治氏、梅本友之氏及び永田靖人氏を除く3名の取締役において審議の上、その全員一致により決議した上で、取締役会の定足数を確保する観点から、上記6名の取締役のうち、エイチ・ツー・オー リテイリングの業務執行や経営への関与がなく、相対的に利益相反関係が低いと考えられる福谷耕治氏、梅本友之氏及び永田靖人氏を加えた6名の取締役において改めて審議の上、全員一致により本株式交換を行うことの決議を行いました。

3. 本株式交換の対価としてエイチ・ツー・オー リテイリング株式を選択した理由

本株式交換の対価としてエイチ・ツー・オー リテイリング株式が関西フードマーケットの株主（エイチ・ツー・オー リテイリングを除きます。以下本項目において同じ。）に交付されることにより、エイチ・ツー・オー リテイリング株式の保有を通じて、本株式交換後に想定されている各種施策の実行を通じて期待されるシナジー効果や、シナジー効果の発現によるエイチ・ツー・オー リテイリンググループの事業発展・収益拡大、その結果としてのエイチ・ツー・オー リテイリング株式の価格上昇等を楽しむ機会を関西フードマーケットの株主に対して提供でき、さらに、関西フードマーケットの株主は、流動性の高いエイチ・ツー・オー リテイリング株式を市場で取引することで随時現金化することも可能であることなどの理由から、エイチ・ツー・オー リテイリング株式を本株式交換における交換対価とすることが関西フードマーケットの株主の皆様の利益の観点で望ましく、本株式交換における交換対価とすることが適切と判断いたしました。

4. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加するエイチ・ツー・オー リテイリングの資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い、エイチ・ツー・オー リテイリングが適当に定めます。かかる取扱いは、エイチ・ツー・オー リテイリングの財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

別紙3 最終事業年度に係る計算書類等の内容
次ページ以降をご参照ください。

事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の連結業績

売上高	385,021百万円 前期比 102.9%	総額売上高 ^(※)	399,516百万円 前期比 102.8%
営業利益	9,163百万円 前期比 154.8%	経常利益	8,709百万円 前期比 162.6%
親会社株主に帰属する当期純利益			5,650百万円 前期比 132.5%

※ 総額売上高は「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等による影響を除外した従前の基準での売上高となります。

当連結会計年度における当社グループの連結業績は、売上高385,021百万円(前期比102.9%)、収益認識に関する会計基準等による影響を除外した従前の基準での売上高に相当する総額売上高は399,516百万円(前期比102.8%)、営業利益9,163百万円(前期比154.8%)、経常利益8,709百万円(前期比162.6%)、親会社株主に帰属する当期純利益は5,650百万円(前期比132.5%)となりました。

各社の概況は次のとおりです。

イズミヤ・阪急オアシス株式会社と株式会社関西スーパーマーケットの経営成績については、収益認識に関する会計基準等による影響を除外した数値を記載しております。

両社ともに、曜日販促等を強化し客数の回復に努め、値上げの影響による点単価の上昇もあり当期の既存店売上高は前期実績を上回りました。また、粗利率改善に向けての取り組みと同時に生産性向上に向けての取り組みを継続させました。

【イズミヤ・阪急オアシス株式会社】

イズミヤ株式会社と株式会社阪急オアシスは2023年4月に合併し、イズミヤ・阪急オアシス株式会社となりました。組織の一元化、特に本社・営業本部機能の効率化を進め、10月からは新システムへの統合を終え、店舗タイプ別の品揃えやレイアウトなどの店づくりと運営の標準化をさらに推進しました。特に、デリカ部門や重点販売施策が売上をけん引し、既存店売上高前期比は104.0%（客数102.2%、客単価101.7%）となりました。

販売費及び一般管理費は、新システムの導入や人件費単価の上昇により全体では増加したものの、生産性の向上に努めた結果、想定どおりに推移しました。

以上の結果、総額売上高は267,021百万円（前期比103.1%）、営業利益は5,639百万円（前期比170.1%）となりました。

※前期比は、2022年度のイズミヤ株式会社と株式会社阪急オアシスの合計値との比較となります。

【株式会社関西スーパーマーケット】

株式会社関西スーパーマーケットは、「健康経営」「生産性の向上」「教育」を3つの柱とし、お客様、従業員、地域とともに環境問題への取り組みや社会貢献を通じて問題解決を行う「トータルソリューション型スーパーマーケット」の実現に取り組み、既存店売上高前期比は103.3%（客数99.4%、客単価103.9%）となりました。

販売費及び一般管理費は、生産性向上を目的とした省力器具統一による備品費及び従業員研修の強化・拡充による教育費の増加により前期実績を上回りましたが、想定どおりに推移しました。

以上の結果、総額売上高132,495百万円（前期比102.3%）、営業利益3,858百万円（前期比133.7%）と売上高、営業利益ともに過去最高となりました。

なお、株式会社関西スーパーマーケットの経営成績は株式会社関西スーパーマーケットと株式会社KSPとの連結数値となります。また、連結上の総額売上高及び営業利益は、上記に株式会社関西フードマーケットの販売費及び一般管理費並びに内部取引消去等の連結修正を加えた結果となります。

（2）設備投資等の状況

当期に実施しました企業集団の設備投資の総額は4,952百万円で、その主なものは、イズミヤ・阪急オアシスの建物購入であります。

（3）資金調達の状況

当期の資金調達につきましては、自己資金に加え、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社よりの借入にて賄いました。なお、当期末借入金残高は短期借入金が増加した結果、11,524百万円（前期末比633百万円増）となりました。

(4) 対処すべき課題

食品スーパー業界を取り巻く環境は、地政学的なリスクが原材料価格やエネルギーコスト等に影響を及ぼすことが引き続き考えられる一方で、賃金の上昇は消費の下支えになるものの、事業運営のインフラコストの上昇にもつながり、楽観視できない状況であります。また、少子高齢化や人口減少等による市場の縮小、ECや他業種の参入による競争激化はますます厳しさを増してきており、物価高の中での家計の節約消費に応えるためには、スピードを増して多様な対応をしていくことが必要になってきていると考えております。

このような環境の中、当社グループでは、「関西スーパー」「イズミヤ」「阪急オアシス」の各屋号がもつお客様との信頼、親和性を維持しつつも、出店地域ごとの特色に合わせた店づくりや品揃え、価格の見直し等を図り、その地域のお客様に最もご利用いただける、お客様にとっての「一番店」となり、その地域でのマインドアップ、シェアアップしていくことを目指しております。

今後、さらなる経営の意思決定の迅速化、事業基盤の強化を図っていくために、商圈、立地、店舗規模に基づく店舗フォーマットの分類の再整理を行い、特にグループが有する製造・開発の機能を十分に活かすとともに、店舗運営、物流、プロセスセンター、システム、決済、本部機能など様々な分野での統合化を図り、より一層の企業価値向上に取り組んでまいります。

そして、いつもそこに「関西スーパー」「イズミヤ」「阪急オアシス」があるとお客様に思っただけの店づくりを目指してまいります。

当社はエイチ・ツー・オー リテイリンググループの一員として、「『楽しい』、『うれしい』、『おいしい』」の価値創造を通じ、お客様の心を豊かにする暮らしの元気パートナー」というグループビジョンの実現に向け、関西地域の生活者の皆様に「食」を通して貢献するため日々努力を重ねてまいります。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第62期 2020年4月 ～2021年3月	第63期 2021年4月 ～2022年3月	第64期 2022年4月 ～2023年3月	第65期 (当期) 2023年4月 ～2024年3月
売 上 高 (百万円)	130,940	284,265	374,018	385,021
営 業 利 益 (百万円)	2,731	5,802	5,919	9,163
経 常 利 益 (百万円)	3,086	4,940	5,355	8,709
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	2,005	8,368	4,262	5,650
1 株当たり当期純利益 (円)	65.95	210.93	73.00	98.74
総 資 産 (百万円)	54,720	147,071	145,835	151,845
純 資 産 (百万円)	34,595	64,975	66,579	70,793
1 株当たり純資産額 (円)	1,153.62	1,102.08	1,152.05	1,240.35

- 注1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式数（自己株式を控除）に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第63期（2021年4月～2022年3月）の期首から適用しており、第63期以降における主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。また、第62期（2020年4月～2021年3月）以前について、これまで「営業収益」と記載しておりましたが、第63期より「売上高」に表記を変更しております。
3. 第63期（2021年4月～2022年3月）において、当社を株式交換完全親会社、イズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスを株式交換完全子会社とする株式交換を実施しました。また、当社を吸収分割会社とし、当社の完全子会社であるK S分割準備株式会社(2022年2月1日に「株式会社関西スーパーマーケット」に商号変更)を吸収分割承継会社とする吸収分割を実施し、当社の営む一切の事業を同社に承継しました。この結果、当社は、株式会社関西スーパーマーケット、イズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスを完全子会社とする持株会社に移行しております。当社が行った株式交換は企業結合会計上、逆取得にあたることから、第63期の連結業績は、イズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスの通期の業績と、当社、株式会社関西スーパーマーケット及び株式会社K S Pの3社の2022年1月1日から2022年3月31日までの期間の業績を反映したものとなります。このため、第62期（2020年4月～2021年3月）までの連結業績と第63期の連結業績との間には連続性が無くなっております。なお、第62期までの各情報は、被取得企業である当社の情報を記載しております。また、イズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスは2023年4月1日をもって合併し、存続会社である株式会社阪急オアシスの商号をイズミヤ・阪急オアシス株式会社に変更しました。
4. 第63期（2021年4月～2022年3月）において、注3記載の株式交換に伴う負ののれん発生益5,459百万円など特別利益を合計5,624百万円計上しました。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2024年3月31日現在)

① 親会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社に対する 議決権比率 (%)	当社との関係
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	17,796	64.89	資金の借入れ、 グループ運営負担金の支払い

- 注1. 当社は、経営統合推進のため、親会社との間で経営統合に関する契約を締結しております。
注2. 当社は、親会社から資金の借入れを行うほか、グループ運営負担金の支払いを行っております。当社は、当該取引を行うにあたり、市場金利等を勘案して利率を決定するとともに、同社より提供される役務などの内容が、グループ運営負担金の額に見合う内容であるかを取締役会で十分審議したうえで決定しております。したがって、その取引条件はいずれも妥当なものであり、当社の利益を害するものではないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の 議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社関西スーパーマーケット	100	100.0	食品スーパー
イズミヤ・阪急オアシス株式会社	100	100.0	食品スーパー

- 注. イズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスは2023年4月1日をもって合併し、存続会社である株式会社阪急オアシスの商号をイズミヤ・阪急オアシス株式会社に変更しました。

③ 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額 (百万円)	当社の資産総額 (百万円)
イズミヤ・阪急オアシス株式会社	大阪市北区角田町8番7号	32,965	34,377

(7) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社は、食品スーパー2社（株式会社関西スーパーマーケット、イズミヤ・阪急オアシス株式会社）の持株会社として、食品スーパーの運営・管理を行っております。

(8) 主要な事業所及び店舗 (2024年3月31日現在)

- ① 当社の事業所 本社 (兵庫県伊丹市)
- ② 子会社の店舗

会社名 (店舗数合計)	所在地	店舗数	店舗名
株式会社関西スーパーマーケット (関西スーパー63店舗)	大阪府	37	住之江店、長居店、福島店、ベルタ店、内代店、大和田店、南堀江店、古市店、南江口店、蒲生店、市岡店、瑞光店、今福店、善源寺店、ベルファ都島店、日下店、永和店、河内磐船店、倉治店、高槻店、西冠店、宮田店、佐井寺店、江坂店、萬崎菱木店、しんかな店、三島丘店、小野原店、豊中南店、金剛店、富田林駅前店、旭ヶ丘店、西郷店、河内長野店、牧野店、京阪大和田店、高石駅前店
	兵庫県	25	中央店、鴻池店、桜台店、駅前店、稲野店、アリオ店、荒牧店、兵庫店、レ・アール店、大開店、琵琶店、八多店、セルパ店、名谷店、H A T神戸店、舞多間店、フェスタ立花店、出屋敷店、広田店、吾楽園店、鳴尾店、浜松原店、大社店、川西店、久代店
	奈良県	1	奈良三条店
イズミヤ・阪急オアシス株式会社 (イズミヤ、デイリーカーナート74店舗)	大阪府	47	花園店、原山台店、平田店、新中条店、稲田新町店、淡路店、桑津店、南田辺店、山田西店、豊新店、あびこ店、昭和町店、ららぽーとEXPOCITY店、門真南店、住道店、庄内店、岸里店、池田旭丘店、松原店、平野店、天下茶屋店、枚方店、北緑丘店、国分町店、泉北店、深江橋店、河内長野店、門真店、和泉府中店、今福店、古市店、千里丘店、寝屋川店、八尾店、松原中央店、福町店、上新田店、光風台店、井高野店、玉手店、法円坂店、玉造店、和泉中央店、阪和堺店、天六樋の口店、ローソン寺田町東店、ローソン東三国4丁目店
	京都府	12	千本中立売店、羽東師店、桂坂店、千本北大路店、伏見店、長岡店、高野店、六地藏店、白梅町店、八幡店、洛北阪急スクエア店、堀川丸太町店
	兵庫県	10	騎越町店、尼崎店、小林店、多田店、昆陽店、杭瀬店、神戸玉津店、西神戸店、御影店、西宮ガーデンズ店
	奈良県	4	学園前店、新大宮店、広陵店、橿原神宮前店
	和歌山県	1	和歌山店
(阪急オアシス77店舗)	大阪府	47	姫島店、中之島店、新町店、大淀南店、天六店、同心店、淡路店、塚本店、野江店、桃坂店、西田辺店、高殿店、福島玉川店、神崎川店、上本町店、あべの店、ときわ台店、石橋店、池田店、蛸ヶ池店、南千里店、北千里店、服部緑地店、桃山台店、夕日丘店、豊中少路店、千里中央店、千里山店、箕面船場店、吹田片山店、豊中店、小菅根店、千里山竹園店、服部西店、豊中駅前店、箕面店、富田店、高槻川西店、茨木大手町店、茨木駅前店、茨木東奈良店、総持寺店、千里丘店、守口店、K&M ルクア大阪店、福島ふくまる通り57店、吹田SST店
	京都府	5	山科店、西ノ京店、円町店、かどの店、西院店
	兵庫県	24	宝塚店、清和台店、日生中央店、えるむプラザ店、名塩店、三田駅前店、宝塚山手台店、キセラ川西店、宝塚中筋店、宝塚南口店、六甲店、武庫之荘店、尼崎湖江店、本山南店、御影店、甲陽園店、伊丹昆陽東店、伊丹鴻池店、伊丹大鹿店、神戸旭通店、石屋川店、立花店、伊丹店、神戸三宮店
	滋賀県	1	草津店

注. 関西スーパー福島店は2024年3月31日をもって閉店しました。

(9) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
3,339名 (10,848名)	141名増 (1,457名増)

- 注1. 上記従業員数は就業人員数を記載しており、エイチ・ツー・オー リテイリンググループへの出向者を含んでおります。
2. 上記従業員数の()内は、臨時雇用者数の年間平均従業員数を示しております。
3. 前期末に比べ、臨時雇用者数が1,457名増加しておりますが、主として臨時雇用者数の算定方法等を変更したことによるものであります。

(10) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
日本生命保険相互会社	192百万円
株式会社日本政策投資銀行	100百万円

注. 上記のほか、当社は10,616百万円をエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社より借り入れております。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
(2) 発行済株式の総数 63,858,804株 (うち自己株式 6,783,598株)
(3) 株主数 6,817名 (前期末比 11名増加)
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	出資比率
エイチ・ツー・オーリテイリング株式会社	37,034千株	64.89%
関西スーパーマーケット取引先持株会	2,697	4.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,710	3.00
伊藤忠食品株式会社	1,430	2.51
国分グループ本社株式会社	1,111	1.95
加藤産業株式会社	700	1.23
関西スーパーマーケット従業員持株会	555	0.97
株式会社かね清	400	0.70
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	369	0.65
伊丹産業株式会社	301	0.53

注1. 当社は、自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
注2. 出資比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	2,100株	5名

注. 上記以外に当社子会社の取締役4名 (うち1名は当社取締役を兼務しております。) に対して12,200株を交付しております。

(6) その他の株式に関する重要な事項

当社は、資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするため、2023年5月11日の取締役会決議に基づき、2023年5月12日に、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により648,500株の自己株式を総額1,012,308,500円で取得しました。また、2023年11月1日の取締役会決議に基づき、2023年11月2日に、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により82,700株の自己株式を総額112,223,900円で取得しました。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	林 克弘	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 代表取締役副社長 イズミヤ・阪急オアシス株式会社 代表取締役社長 株式会社エイチ・ツー・オー 食品グループ 代表取締役社長
取締役	福谷 耕治	株式会社関西スーパーマーケット 代表取締役社長 株式会社エイチ・ツー・オー 食品グループ 取締役
取締役	梅本 友之	イズミヤ・阪急オアシス株式会社 専務取締役 株式会社エイチ・ツー・オー 食品グループ 取締役専務執行役員 カナート株式会社 取締役
取締役	永田 靖人	イズミヤ・阪急オアシス株式会社 専務取締役 株式会社エイチ・ツー・オー 食品グループ 取締役専務執行役員
取締役	渡邊 学	経営企画室長、財務室・総務室担当 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 常務執行役員
取締役 監査等委員	小西 敏允	
取締役 監査等委員	森 薫生	高麗橋中央法律事務所 所長・弁護士 サノヤスホールディングス株式会社 社外取締役
取締役 監査等委員	西口 美廣	株式会社神戸国際会館 監査役 伸和エンジニアリング株式会社 監査役
取締役 監査等委員	澤 千恵	社労士オフィス ジェイアシスト 代表・特定社会保険労務士 株式会社スカイコンサルティング 代表取締役

- 注1. 森薫生氏、西口美廣氏及び澤千恵氏は、社外取締役であります。また、当社は、社外取締役3名全員を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。なお、当社は、独立役員と代表取締役社長を構成員とする任意の指名・報酬委員会を設置しております。
2. 小西敏允氏及び西口美廣氏は、長年にわたって財務・経理業務に携わった経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、内部監査部門を強化し、監査等委員会との連携をより密接に行っているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は、監査等委員である取締役4名全員と、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の定めに基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

5. 当社及び当社グループのすべての取締役（監査等委員を含む。）及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなっており、当社が保険契約者として費用負担しております。
6. 当事業年度後の取締役の担当及び重要な兼職の変更は次のとおりであります。

氏名	変更前	変更後	異動年月日
林 克弘	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 代表取締役副社長 イズミヤ・阪急オアシス株式会社 代表取締役社長 株式会社エイチ・ツー・オー 食品グループ 代表取締役社長	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 代表取締役副社長 イズミヤ・阪急オアシス株式会社 代表取締役社長 株式会社関西スーパーマーケット 取締役 株式会社エイチ・ツー・オー 食品グループ 代表取締役社長	2024年4月1日
福谷 耕治	株式会社関西スーパーマーケット 代表取締役社長 株式会社エイチ・ツー・オー 食品グループ 取締役	株式会社関西スーパーマーケット 特別顧問	2024年4月1日

（2）取締役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	40,952 (-)	32,400 (-)	5,400 (-)	3,152 (-)	5 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	19,200 (14,400)	19,200 (14,400)	- (-)	- (-)	4 (3)
合計 （うち社外取締役）	60,152 (14,400)	51,600 (14,400)	5,400 (-)	3,152 (-)	9 (3)

- 注1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 注2. 業績連動報酬は、1事業年度の連結業績に応じた報酬として、食品スーパーを営む当社グループにおいて重要な指標として設定する連結営業利益額を指標に選定し、役位別の報酬額にその達成度に応じた係数を乗じて支給するものとしています。なお、2023年度は以下のとおり設定し、その指標となる連結営業利益は9,163百万円となりました。

連結営業利益目標 87億円

達成度	係数
100%以上	1.0
80%以上、100%未満	0.5
80%未満	0

3. 非金銭報酬として、譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬は、普通株式を用いた譲渡制限付株式の交付とし、譲渡制限解除は当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役等役員のいずれの地位をも退任した直後の時点を原則とします。なお、当該株式報酬の交付状況は「2.会社の株式に関する事項」に記載のとおりであり、非金銭報酬等の額は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。

②取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等

- 1) 当社は、2022年5月11日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。その内容等は次のとおりであります。
- 2) 決定方針の内容の概要
 - i. 基本方針
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績向上の意識を高めるためのインセンティブとしての業績連動報酬等及び非金銭報酬等で構成し、各人の職責を踏まえた適正な水準を支給する。また、監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬は、その職務に鑑み固定報酬としての基本報酬のみを支給する。なお、取締役会は、個人別の報酬等の内容について、指名・報酬委員会の意見を尊重して決議することにより、その公平性と透明性を確保する。
 - ii. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
基本報酬は月例の固定額金銭報酬とし、常勤と非常勤の別、役位、当社の連結業績を考慮のうえ、総合的に勘案し決定する。
 - iii. 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針
業績連動報酬等は金銭報酬とし、予め定めた業績に関する基準に従い、毎年、定時株主総会終結の日より1か月以内に支給する。
 - iv. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針
株主と一層の価値共有を進めるため、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬等の一部を株式報酬とする。なお、当該報酬は、毎年、定時株主総会終結の日より1か月以内に株式報酬規程に基づき支給する。

- v. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額、非金銭報酬等の額の割合の決定に関する方針
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の額における基本報酬の割合は80%程度、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の割合は、総額の20%程度を目処とする。また、業績連動報酬等は、上位者ほど割合を高くする。
 - vi. 個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬については、指名・報酬委員会の検討を経て、取締役会にて決定するものとする。
- 3) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
個人別の報酬等の内容の決定にあたり、原案について、指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた検討を行っており、また、取締役会においても取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであるかを確認し、個別の報酬額について決定しております。

③取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

（基本報酬及び業績連動報酬）

取締役の報酬等に関する株主総会決議日は2015年6月24日であり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額3億円以内、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とすることと決議しております。なお、当該定時株主総会の終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名、監査等委員である取締役の員数は4名でした。

（非金銭報酬）

非金銭報酬に関する株主総会決議日は2021年6月25日であり、上記とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬は年額3千万円以内とし、当社の普通株式については発行又は処分を受ける当社の普通株式の総数は年4万株以内と決議しております。なお、当該定時株主総会の終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は6名でした。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役の重要な兼職の状況は、「(1) 取締役の状況」に記載のとおりであります。また、兼職先と当社の間には、開示すべき特別な関係はありません。

② 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 社外役員の当期における主な活動状況

区分	氏名	当期における主な活動状況
社外取締役 監査等委員	森 薫 生	当期における在任期間に開催された取締役会（書面決議を除く。）14回のうちすべてに、同じく監査等委員会13回のうちすべてに出席し、弁護士としての経験から、当社の法的リスクに関する発言を行うだけでなく、外部環境を踏まえた事業リスクや事業の統合において、適宜、問題提起を行うことにより、果たすことが期待される役割を果たしました。
社外取締役 監査等委員	西 口 美 廣	当期における在任期間に開催された取締役会（書面決議を除く。）14回のうちすべてに、同じく監査等委員会13回のうちすべてに出席し、これまでの豊富な実務経験に基づき、食品スーパーの出退店戦略や収益性、コスト分析など経営管理に関する提言等を行うことにより、果たすことが期待される役割を果たしました。
社外取締役 監査等委員	澤 千 恵	当期における在任期間に開催された取締役会（書面決議を除く。）14回のうちすべてに、同じく監査等委員会13回のうちすべてに出席し、社労士としての知識及び経験から、人事制度や人材育成に関して問題提起を行うなど、適宜、議案に関する意見、質問等の発言を行うことにより、果たすことが期待される役割を果たしました。

5 会計監査人に関する事項

6 会社の体制及び方針

法令及び当社定款第13条第2項の規定に基づき、各ウェブサイトに掲載しております。

注. 本事業報告に記載の金額及び株式数は表示単位未満を切り捨て、比率等は表示桁数未満を四捨五入して表示しております。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 報酬等の額

25百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

95百万円

注. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意した理由

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査時間、内容の分析・評価、及び監査報酬の推移並びに他社との比較の検証を行い、会計監査人の資質を量る面接を実施し、監査計画における監査項目別監査時間・要員計画、重要監査項目の監査手続き、報酬見積もりの算出根拠・算定内容の適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する場合、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の継続監査年数や報酬額等を勘案し、監査の品質及び効率が低下するおそれがあり、かつ、改善の見込みがない場合や、会計監査人の評価を踏まえ監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断する場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 当社グループの役員は、H2Oリテイリンググループの一員として、倫理・法令・ルール等に基づき行動するための基本姿勢を定めた「H2Oリテイリンググループ行動規範」に則り行動するものとし、法令遵守の風土の醸成を図る。
 - イ. コンプライアンス推進等に必要な知識と経験を有する社外取締役を選任する。
 - ウ. コンプライアンス体制の構築・整備を推進することを目的として「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を設置し、コンプライアンスに関わる諸施策の推進及び情報の共有化を図る。
 - エ. 内部監査体制を充実し、適合性のチェック機能を高めて行く。
 - オ. 内部通報制度を設置するとともに、取締役及び使用人が法令違反行為又は不正行為を行った場合の懲戒処分に関するルール並びに取締役会及び監査等委員会への報告体制を整備する。また、通報者に対して不利な取扱いをしてはならないことを内部通報規程に定める。
 - カ. 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの構築及び運用を推進する。
 - キ. 反社会的勢力による被害を防止するための社内体制の整備及び企業行動に対する反社会的勢力の介入防止に努める。
- ② 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ア. 取締役の職務執行に係る各種議事録や決裁書類など重要な記録について、文書管理規程その他社内規程に則り適切に管理・保存する。
 - イ. 常時、取締役からの閲覧要請に応じる体制とする。
 - ウ. 各部門を担当する取締役は重要情報の記録が規程に基づき適切に管理される体制作りを行う。
- ③ 当社グループの損失の危機に関する規程その他の体制
 - ア. リスク発生の予防対策、リスク発生時の報告、発生リスクへの対応の原則、対応策の実施等を規定したリスク管理規程を整備する。
 - イ. 「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」において、リスク情報の収集、対応方針の策定等を行うとともに、非常時において機動的かつ機動的に損失の最小化を図ることができる体制を整備する。
 - ウ. 内部監査部門は当社グループのリスク管理状況について監査を行う。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 当社グループの経営上の意思決定を効率的に行うための機関としてグループ経営会議を設置するとともに、取締役の職務執行の責任権限を明確にし、業務執行ライン（命令・報告系統）が適切に機能する組織作りと、その見直しを機動的に行う。
 - イ. 中期経営計画に基づく年度計画による業績数値目標について月次の達成状況を管理し、適宜取締役会及びグループ経営会議において業績目標数値の達成状況の評価・対策を審議する。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ア. 当社子会社における経営計画及び重要な営業政策、業務執行等についての当社への報告ルールを定め、当該事項につき、当社規程に従いグループ経営会議及び当社取締役会に付議する。
 - イ. 内部監査体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制、内部通報制度は子会社を含めた横断的な運用を行う。
 - ウ. 親会社であるエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社との間で、少数株主との利益が相反する重要な取引や

行為を行う場合には、独立社外取締役、その他有識者で構成する特別委員会の審議を経たうえで、取締役会に諮るものとする。

⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人

- ア. 監査等委員会の要請に応じて、監査等委員会の職務を補助する使用人を任命する。
- イ. 当該使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、評価、異動、懲戒は監査等委員会の同意を得る。なお、監査等委員会の指示の実効性を確保するため、当該使用人は業務の執行に係る役職を兼務しない。

⑦ 当社グループの取締役及び使用人が当社監査等委員会に報告するための体制その他当社監査等委員会への報告に関する体制

- ア. 取締役会及びグループ経営会議その他重要な会議に監査等委員が出席し、重要な業務執行に関する報告を受ける。また、重要案件に関する決議書及び各種会議体及び委員会の議事録の回覧等を行う。
- イ. 当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会から職務執行に関して報告を求められたときは、速やかに報告を行うものとし、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、また会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに当該会社の監査役に報告し、報告を受けた監査役は当社監査等委員会に報告する。
- ウ. 監査等委員会は、内部監査、コンプライアンス、リスク管理、内部通報制度等に関する報告を定期的に受ける。
- エ. 当社グループは監査等委員会への報告者が不利にならないよう内部通報規程に定める。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

- ア. 監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をするときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかにその費用等について負担する。
- イ. 会計監査人から会計監査内容について定期的に説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、コーポレートガバナンス体制の充実を目的として監査等委員会設置会社へ移行しています。また、任意の委員会として、独立社外取締役及び代表取締役社長により構成される指名・報酬委員会、独立社外取締役で構成される特別委員会を設置しております。特別委員会では、親会社であるエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社と一般株主との間で利益が相反する可能性がある重要な取引や行為について、一般株主の利益保護の観点から審議・検討を行うこととしております。

また、当社における業務の適正を確保するために、コンプライアンス及びリスク管理に関する取り組みとして、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社のグループコンプライアンス・リスクマネジメント委員会に参画し、公正取引、品質管理、情報セキュリティ、防災・パンデミック、労働環境・人権等に関する部会において、各種施策の立案、推進、並びに情報の共有化を図っています。当期は、管理職を対象にしたハラスメント研修の実施や、公益通報者保護法改正に伴う運用実務に関する対応等について、コンプライアンス連絡会を通じて各社に周知し、対応の徹底を推進しました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期にわたる適正な財務体質の構築と、当社の目指すスーパーマーケット像実現のための成長投資に必要なキャッシュ・フロー、事業年度ごとの業績を勘案しつつ、株主の皆様へ安定的な利益還元を行うことを重視し、親会社株主に帰属する当期純利益、連結純資産、連結キャッシュ・フローの中長期計画から総合的に判断して最適な成果配分を行うことを基本方針としております。

当期の1株当たり年間配当額につきましては、第2四半期8円、期末10円の計18円を予定しております。

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	46,383	流動負債	58,710
現金及び預金	17,006	買掛金	28,568
売掛金	11,225	短期借入金	10,616
商品及び製品	7,016	1年内返済予定の長期借入金	136
原材料及び貯蔵品	135	リース負債	697
短期貸付金	3,399	未払払金	6,313
未収入金	6,430	未払法人税等	1,048
その他	1,453	前受金	1,461
貸倒引当金	△282	賞与引当金	1,768
固定資産	105,461	役員賞与引当金	5
有形固定資産	76,429	その他	8,093
建物及び構築物	29,445	固定負債	22,341
車輛及び器具備品	4,452	長期借入金	771
土地	42,530	リース負債	8,848
無形固定資産	2,294	繰延税金負債	2,804
のれん	1,183	役員退職慰労引当金	81
その他	1,110	長期預り保証金	3,850
投資その他の資産	26,738	退職給付に係る負債	3,577
投資有価証券	1,546	資産除去債務	2,214
長期貸付金	2,809	その他	192
差入保証金	11,931	負債合計	81,051
退職給付に係る資産	1,268	(純資産の部)	
繰延税金資産	8,583	株主資本	70,641
その他	601	資本金	100
貸倒引当金	△2	資本剰余金	62,796
資産合計	151,845	利益剰余金	17,820
		自己株式	△10,076
		その他の包括利益累計額	152
		その他有価証券評価差額金	256
		土地再評価差額金	△479
		退職給付に係る調整累計額	375
		純資産合計	70,793
		負債純資産合計	151,845

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	385,021
売上原価	265,272
売上総利益	119,748
販売費及び一般管理費	110,585
営業利益	9,163
営業外収益	
受取利息	24
受取配当金	23
受取和解金	85
リースの売却益	73
その他	204
営業外費用	
支払利息	306
グループ運営負担金	405
その他	152
経常利益	8,709
特別利益	
固定資産売却益	257
特別損失	
減損損失	2,695
ソフトウェア等契約解約損失	1,495
店舗等閉鎖損失	72
固定資産除売却損	64
税金等調整前当期純利益	4,639
法人税、住民税及び事業税	1,708
法人税等調整額	△2,718
当期純利益	5,650
非支配株主に帰属する当期純利益	-
親会社株主に帰属する当期純利益	5,650

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

2023年4月 1日から
2024年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100	63,373	12,628	△8,973	67,127
当期変動額					
剰余金の配当	—	△577	△457	—	△1,035
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	5,650	—	5,650
自己株式の取得・処分	—	1	—	△1,103	△1,101
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△576	5,192	△1,103	3,513
当期末残高	100	62,796	17,820	△10,076	70,641

	その他の包括利益累計額				純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	土地再評価 差額金	退職給付 に係る 調整 累計額	その他の 包括利益 累計額 合計	
当期首残高	39	△479	△107	△548	66,579
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△1,035
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	5,650
自己株式の取得・処分	—	—	—	—	△1,101
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	217	—	483	700	700
当期変動額合計	217	—	483	700	4,214
当期末残高	256	△479	375	152	70,793

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数 3社
主要な連結子会社の名称
イズミヤ・阪急オアシス株式会社、株式会社関西スーパーマーケット
当連結会計年度より、当社の連結子会社であったイズミヤ株式会社は、同じく当社の連結子会社である株式会社阪急オアシスを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。
3. 持分法の適用に関する事項
持分法を適用した関連会社数 0社
持分法を適用しない関連会社の名称
株式会社スーパーナショナル、マサミキャトルランチ Inc.
持分法を適用しない理由
当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。
4. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。
5. 会計方針に関する事項
(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
有 価 証 券
その他有価証券
市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却
以外のもの 原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
棚 卸 資 産 原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）
原材料 主として最終仕入原価法
商品及び製品 主として売価還元法
貯蔵品 主として最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産	
リース資産以外の有形固定資産	主として定額法 なお、一部の連結子会社においては定率法を採用しております。
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。
無形固定資産	定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましても、貸倒実績率を使用し、貸倒懸念債権等特定の債権につきましても、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
役員賞与引当金	役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
役員退職慰労引当金	一部の連結子会社の役員及び執行役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、スーパーマーケットにおける商品の販売を行っております。このような商品販売については、通常、商品を顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡時点において収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が顧客に移転する財又はサービスを支配しておらず、代理人として関与したと判定される取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

自社ポイント制度に関しては、会員に付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生時の翌連結会計年度より費用処理しております。

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

控除対象外消費税等の会計処理	資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。
のれんの償却方法	発生日以後20年間で均等償却することとしております。

会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損は、至近の業績や事業環境の変化、将来の事業計画に基づく将来キャッシュフローの見積りをもとに、減損の兆候の有無や減損損失の認識の要否ならびに減損損失の計上額を判断しております。

また、繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生したキャッシュフローや課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、業績及び財産の状況に重要な影響を与える可能性があります。

これらの見積りに基づき連結貸借対照表に計上した金額は以下の通りです。

有形固定資産	76,429 百万円
無形固定資産	2,294 百万円
繰延税金資産	8,583 百万円

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

差入保証金のうち100百万円は資金決済法に基づく供託金であり、対応する担保付債務は前受金156百万円であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 87,704 百万円

3. 国庫補助金等の圧縮記帳累計額 148 百万円

4. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行っております。

(1) 再評価の方法 再評価の方法については、「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号並びに第4号に定める路線価、固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。

(2) 再評価を行った年月日 2002年2月28日及び2002年3月31日

(3) 「土地の再評価に関する法律」第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

△ 572 百万円

連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失

当社グループは、当期において以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

会社名	資産 グループ名	用途	場所	種類	減損損失 (百万円)
イズミヤ・阪急 オアシス(株)	吹田SST店 他	店舗 他	大阪府吹田市 他	建物及び構築物	1,418
				車輻及び器具備品	734
				その他	316
(株)関西スーパー マーケット	富田林駅前店 他	店舗 他	大阪府富田林市 他	建物及び構築物	161
				車輻及び器具備品	130
				その他	0

当社グループは、固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピング方法として、店舗等については継続して収支を把握している単位で、遊休資産及び売却予定資産については、当該資産単独で区分する方法を採用しております。

イズミヤ・阪急オアシス株式会社、株式会社関西スーパーマーケットについては、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗における資産グループ及び閉店の意思決定を行った店舗における資産グループについて回収可能価額まで減損損失を認識いたしました。

回収可能価額は主に使用価値を使用し、割引率は6.7%であります。

この結果、グループ合計で2,761百万円を減損損失として会計処理いたしました。

なお、このうちイズミヤ・阪急オアシス株式会社において、店舗閉鎖に係る減損損失65百万円は、連結損益計算書においては特別損失の店舗等閉鎖損失に表示しているため、特別損失の減損損失には2,695百万円を表示しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	63,858,804株	—	—	63,858,804株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	6,066,658株	731,240株	14,300株	6,783,598株

- (注) 1. 当連結会計年度増加株式数731,240株は、自己株式立会外買付取引による取得731,200株、単元未満株式の買取りによる取得40株であります。
2. 当連結会計年度減少株式数14,300株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年 6月20日 定時株主総会	普通株式	577	10	2023年 3月31日	2023年 6月21日
2023年 11月1日 取締役会	普通株式	457	8	2023年 9月30日	2023年 11月30日
計		1,035			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年 6月20日 定時株主総会	普通株式	570	10	2024年 3月31日	2024年 6月21日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らし、必要な資金をエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社及び金融機関より調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。営業債権である売掛金は、そのほとんどがクレジット売掛金であり、取引先は大手クレジット会社等に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。借入金の使途は主に設備投資資金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額478百万円）は、「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	1,067	1,067	—
(2) 差入保証金	11,931	11,147	△ 784
資産計	12,999	12,215	△ 784
(1) 長期借入金 ※2	907	895	△ 11
(2) リース債務	9,546	8,876	△ 669
負債計	10,453	9,772	△ 681

※1 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

資産

(1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 差入保証金

差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを契約期間等に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

負債

(1) 長期借入金

元金の合計額を同様の新規調達、新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2) リース債務

元金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益	393,143 百万円
その他の収益	6,372 百万円
総額売上高 (注1)	399,516 百万円
組替額 (注2)	△ 14,495 百万円
売上高	385,021 百万円

(注) 1. 2022年3月期連結会計年度の期首より適用した「収益認識に関する会計基準」等による影響を除外した従前の基準での売上高を「総額売上高」として記載しております。

(注) 2. 上記の「総額売上高」を、「収益認識に関する会計基準」等による影響を反映した「売上高」に組み替えております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 5. 会計方針に関する事項(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債	1,029 百万円
連結貸借対照表上、「前受金」に計上しております。	

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,240円35銭
2. 1株当たり当期純利益	98円74銭

貸借対照表

2024年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	34,377	(負債の部)	11,167
流動資産	1,286	流動負債	11,167
現金及び預金	6	短期借入金	10,616
前払費用	2	未払金	29
未収入金	1,051	未払費用	447
未収法人税等	221	未払法人税等	44
その他資産	4	未払消費税等	16
		預り金	0
		賞与引当金	7
		役員賞与引当金	5
固定資産	33,090		
投資その他の資産	33,090	(純資産の部)	23,210
関係会社株式	33,065	株主資本	23,210
繰延税金資産	25	資本金	100
		資本剰余金	31,302
		資本準備金	100
		その他資本剰余金	31,202
		利益剰余金	1,884
		その他利益剰余金	1,884
		繰越利益剰余金	1,884
		自己株式	△ 10,076
資産合計	34,377	負債・純資産合計	34,377

損益計算書

2023年4月1日から
2024年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		2,365
営業費用		244
営業利益		2,121
営業外収益		
受取利息及び配当金	0	
その他	0	0
営業外費用		
支払利息	30	
グループ運営負担金	405	
その他	48	484
経常利益		1,637
税引前当期純利益		1,637
法人税、住民税及び事業税		108
法人税等調整額		△ 21
当期純利益		1,550

株主資本等変動計算書

2023年4月1日から
2024年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期末残高	100	100	31,778	31,678	790	790	△ 8,973	23,796	23,796
当期末変動額									
剰余金の配当			△ 977	△ 977		-		△ 977	△ 977
剰余金の配当(中間)				-	△ 457	△ 457		△ 457	△ 457
当期純利益				-	1,200	1,200		1,200	1,200
自己株式の取得・処分			1	1		-	△ 1,103	△ 1,101	△ 1,101
当期末変動額合計	-	-	△ 976	△ 976	1,093	1,093	△ 1,103	△ 585	△ 985
当期末残高	100	100	31,802	31,802	1,893	1,893	△ 10,076	23,210	23,210

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

(2) 収益及び費用の計上基準

当社の営業収益は、主に子会社から受け取る経営指導料及び受取配当金であります。

①経営指導料

各会社への約束した財またはサービス提供の役務が完了した時点で収益を認識しております。

②受取配当金

配当金の効力発生日に収益を認識しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権・債務

① 短期金銭債権 1,051百万円

② 短期金銭債務 11,068百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 営業収益 2,365百万円

② 営業費用 0百万円

③ 営業取引以外の取引高 435百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	6,066,658 株	731,240 株	14,300 株	6,783,598 株

(注1) 自己株式の数の増加は、自己株式立会外買付取引による取得731,200株(5月、11月)及び単元未満株式の買取りによる取得40株(6月、9月)によるものです。

(注2) 自己株式の数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものです。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払事業税、賞与引当金などです。

6. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	被所有 直接64.89%	役員の兼任	資金の借入 利息の支払	10,616 30	短期借入金 未払費用	10,616 -
				グループ運営負担金の支払	405	未払費用	446
子会社	イズミヤ・阪急オアシス株式会社	所有 直接100%	役員の兼任	グループ運営負担金の受取	622	未収入金	685
子会社	株式会社関西スーパーマーケット	所有 直接100%	役員の兼任	グループ運営負担金の受取	270	未収入金	297

(注1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) グループ運営負担金の取引金額については、グループ運営の対価として妥当性を勘案し、契約に基づき決定しております。

(注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記の(2)収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 406円66銭
(2) 1株当たり当期純利益 27円 10銭

独立監査人の監査報告書

2024年5月11日

株式会社関西フードマーケット
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 成 本 弘 治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城 戸 達 哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 玉 垣 奈 津 子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社関西フードマーケットの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関西フードマーケット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその

他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年5月11日

株式会社関西フードマーケット
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 成 本 弘 治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城 戸 達 哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 玉 垣 奈 津 子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社関西フードマーケットの2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセー

フガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、主要な子会社の現地調査に加え子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月13日

株式会社関西フードマーケット

監査等委員会

取締役監査等委員(委員長) 小 西 敏 允 ㊞

社外取締役監査等委員 森 薫 生 ㊞

社外取締役監査等委員 西 口 美 廣 ㊞

社外取締役監査等委員 澤 千 恵 ㊞